

メリット制適用団体名
広島県

貴団体における定款第十七条の二第三項の規定により引き上げられ又は引き下げられた定款別表第二下欄に掲げる割合(R8年度)

職員の区分	給与の総額に乘ずる割合 (x) × (y)
義務教育学校職員	千分の 1.2
義務教育学校職員以外の教育職員	千分の 1.284
警察職員	千分の 3.729
消防職員	
電気・ガス・水道事業職員	千分の 1.4025
清掃事業職員	
その他の職員	千分の 0.864

貴団体の定款第十七条の二第三項の収支率及び業務規程別表第一の率(R8年度)

職員の区分	収支率 (a)	基準値 (b)	収支率－基準値 (a)－(b)	業務規程別表 第一の率 (x)
義務教育学校職員	0.78	0.46	0.32	120/100
義務教育学校職員以外の教育職員	1.30	0.53	0.77	120/100
警察職員	0.52	0.37	0.15	110/100
消防職員				
電気・ガス・水道事業職員	0.04	0.20	-0.16	85/100
清掃事業職員				
その他の職員	0.12	0.36	-0.24	80/100

(参考)

定款別表第二下欄に掲げる割合

職員の区分	給与の総額に乘ずる割合 (y)
義務教育学校職員	千分の 1
義務教育学校職員以外の教育職員	千分の 1.07
警察職員	千分の 3.39
消防職員	千分の 2.45
電気・ガス・水道事業職員	千分の 1.65
清掃事業職員	千分の 4.18
その他の職員	千分の 1.08